津市嘱託職員の取扱いに関する要綱

平成１８年１月１日訓第１４７号

改正　平成２０年５月３０日訓第４９号
平成２２年２月５日訓第４号
平成２２年６月３０日訓第４６号
平成２３年２月２８日訓第８号
平成２４年３月３１日訓第２９号
平成２５年９月３０日訓第４７号
平成２７年３月２７日訓第１２号
平成２８年３月２９日訓第２０号
平成２９年３月１０日訓第７号
平成２９年１２月２６日訓第８３号
平成３０年３月９日訓第６号
平成３１年２月２７日訓第５号
令和２年３月３１日訓第２１号
令和３年２月９日訓第３号
令和５年２月１６日訓第６号

（趣旨）

第１条　この要綱は、嘱託職員に係る任用及び給与その他の勤務条件等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「嘱託職員」とは、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において合併前又は解散前の次に掲げる規程の適用を受けていた職員で、引き続き当該施行日に地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）の規定により任用される一般職に属するものをいう。

⑴　久居市嘱託職員の取扱いに関する規程（昭和６３年久居市規程第７号）

⑵　久居市教育委員会嘱託職員の取扱いに関する規程（平成７年久居市教育委員会規程第１号）

（職務）

第３条　嘱託職員は、あらかじめ命じられた専門的な業務等を行うものとする。

（任用の期間等）

第４条　嘱託職員の任用の期間は、任用の日から当該任用の日の属する年度の末日までとする。ただし、業務の都合により特に必要があると認めるときは、１年の範囲内において更新することができる。

２　嘱託職員については、いかなる場合においても新たな者をその任用の対象としない。

３　嘱託職員は、年齢６０歳に達したときは、当該年齢に達した日以後における最初の３月３１日に退職する。ただし、施行日において年齢が６０歳を超えている嘱託職員及び平成１８年３月３１日までに年齢が６１歳に達する嘱託職員については、同日に退職するものとする。

（給与）

第５条　嘱託職員の給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

２　嘱託職員の給与の支給日及び支給方法は、津市職員の給与に関する条例（平成１８年津市条例第４２号）別表第１及び別表第２の適用を受ける職員（以下「正規職員」という。）の例による。

３　嘱託職員には、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１８年津市条例第３４号）第８条第１項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給するものとし、月額をもって定める。

４　嘱託職員には、嘱託職給料表（別表）を適用する。

５　前条第１項ただし書の規定により嘱託職員の任用の期間が更新された場合においては、当該嘱託職員の勤務成績に応じて昇給させることができる。

６　前項の規定による昇給の基準については、正規職員の例による。

（旅費）

第６条　嘱託職員の旅費については、正規職員の例による。

（勤務時間その他の勤務条件）

第７条　嘱託職員の勤務時間その他の勤務条件については、この要綱に定めるものを除くほか、正規職員の例による。

（服務並びに分限及び懲戒）

第８条　嘱託職員の服務並びに分限及び懲戒については、正規職員の例による。

（福利及び厚生）

第９条　嘱託職員の福利及び厚生については、正規職員の例による。

（公務災害補償）

第１０条　嘱託職員の公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによる。

（被服の貸与）

第１１条　嘱託職員の被服の貸与については、正規職員の例による。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓は、平成１８年１月１日から施行する。

（平成２５年１０月１日から平成２６年３月３１日までの間における給料月額の支給に関する特例）

２　平成２５年１０月１日から平成２６年３月３１日までの間における嘱託職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に１００分の１．５９を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（この訓の失効）

３　この訓は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則（平成２０年５月３０日訓第４９号）

この訓は、平成２０年６月１日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則（平成２２年２月５日訓第４号）

この訓は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年６月３０日訓第４６号）

この訓は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則（平成２３年２月２８日訓第８号）

この訓は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月３１日訓第２９号）

この訓は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年９月３０日訓第４７号）

この訓は、平成２５年１０月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月２７日訓第１２号）

この訓は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２９日訓第２０号）

１　この訓は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の改正

規定は、平成２８年３月３０日から施行する。

２　平成２８年３月３１日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が別に定める職員を除く。）には、平成３１年３月３１日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附　則（平成２９年３月１０日訓第７号）

この訓は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年１２月２６日訓第８３号）

１　この訓は、平成３０年１月１日から施行する。

２　この訓の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の別表第１又は別表第２の給料表の適用を受けていた嘱託職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

附則別表（附則第２項関係）

嘱託職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	新号給
1	３月未満	1
	３月以上６月未満	2
	６月以上９月未満	3
	９月以上１２月未満	4
	１２月以上	5
2	３月未満	5
	３月以上６月未満	6
	６月以上９月未満	7
	９月以上１２月未満	8
	１２月以上	9
3	３月未満	9
	３月以上６月未満	10
	６月以上９月未満	11
	９月以上１２月未満	12
	１２月以上	13

4	３月未満	13
	３月以上６月未満	14
	６月以上９月未満	15
	９月以上１２月未満	16
	１２月以上	17
5	３月未満	17
	３月以上６月未満	18
	６月以上９月未満	19
	９月以上１２月未満	20
	１２月以上	21
6	３月未満	21
	３月以上６月未満	22
	６月以上９月未満	23
	９月以上１２月未満	24
	１２月以上	25
7	３月未満	25
	３月以上６月未満	26
	６月以上９月未満	27
	９月以上１２月未満	28
	１２月以上	29
8	３月未満	29
	３月以上６月未満	29
	６月以上９月未満	30
	９月以上１２月未満	30
	１２月以上	31
9	３月未満	31
	３月以上６月未満	31
	６月以上９月未満	32
	９月以上１２月未満	32
	１２月以上	33
10	３月未満	33
	３月以上６月未満	33

	６月以上９月未満	33
	９月以上１２月未満	33
	１２月以上	34
11	３月未満	34
	３月以上６月未満	34
	６月以上９月未満	34
	９月以上１２月未満	34
	１２月以上	35
12	３月未満	35
	３月以上６月未満	35
	６月以上９月未満	36
	９月以上１２月未満	36
	１２月以上	37
13	３月未満	37
	３月以上６月未満	37
	６月以上９月未満	37
	９月以上１２月未満	37
	１２月以上	38
14	３月未満	38
	３月以上６月未満	38
	６月以上９月未満	38
	９月以上１２月未満	38
	１２月以上	39
15	３月未満	39
	３月以上６月未満	39
	６月以上９月未満	40
	９月以上１２月未満	40
	１２月以上	41
16	３月未満	41
	３月以上６月未満	42
	６月以上９月未満	43
	９月以上１２月未満	44

	１２月以上	45
17	３月未満	45
	３月以上６月未満	46
	６月以上９月未満	47
	９月以上１２月未満	48
	１２月以上	49
18	３月未満	49
	３月以上６月未満	50
	６月以上９月未満	51
	９月以上１２月未満	52
	１２月以上	53
19	３月未満	53
	３月以上６月未満	54
	６月以上９月未満	55
	９月以上１２月未満	56
	１２月以上	57
20	３月未満	57
	３月以上６月未満	58
	６月以上９月未満	59
	９月以上１２月未満	60
	１２月以上	61
21	３月未満	61
	３月以上６月未満	62
	６月以上９月未満	63
	９月以上１２月未満	64
	１２月以上	65
22	３月未満	65
	３月以上６月未満	66
	６月以上９月未満	67
	９月以上１２月未満	68
	１２月以上	69
23	３月未満	69

	３月以上６月未満	70
	６月以上９月未満	71
	９月以上１２月未満	72
	１２月以上	73
24	３月未満	73
	３月以上６月未満	74
	６月以上９月未満	75
	９月以上１２月未満	76
	１２月以上	77
25	３月未満	77
	３月以上６月未満	78
	６月以上９月未満	79
	９月以上１２月未満	80
	１２月以上	81
26	３月未満	81
	３月以上６月未満	82
	６月以上９月未満	83
	９月以上１２月未満	84
	１２月以上	85
27	３月未満	85
	３月以上６月未満	86
	６月以上９月未満	87
	９月以上１２月未満	88
	１２月以上	89
28	３月未満	89
	３月以上６月未満	90
	６月以上９月未満	91
	９月以上１２月未満	92
	１２月以上	93
29	３月未満	93
	３月以上６月未満	94
	６月以上９月未満	95

	９月以上１２月未満	96
	１２月以上	97
30	３月未満	97
	３月以上６月未満	98
	６月以上９月未満	99
	９月以上１２月未満	100
	１２月以上	101
31	３月未満	101
	３月以上６月未満	102
	６月以上９月未満	103
	９月以上１２月未満	104
	１２月以上	105
32	３月未満	105
	３月以上６月未満	106
	６月以上９月未満	107
	９月以上１２月未満	108
	１２月以上	109
33	３月未満	109
	３月以上６月未満	110
	６月以上９月未満	111
	９月以上１２月未満	112
	１２月以上	113
34	３月未満	113
	３月以上６月未満	114
	６月以上９月未満	115
	９月以上１２月未満	116
	１２月以上	117
35	３月未満	117
	３月以上６月未満	118
	６月以上９月未満	119
	９月以上１２月未満	120
	１２月以上	121

36	３月未満	121
	３月以上６月未満	121
	６月以上９月未満	121
	９月以上１２月未満	121
	１２月以上	121

嘱託職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級 経過期間	１級	２級
1	３月未満		1
	３月以上６月未満		1
	６月以上９月未満		1
	９月以上１２月未満		1
	１２月以上		1
2	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	2	2
	６月以上９月未満	3	3
	９月以上１２月未満	4	4
	１２月以上	5	5
3	３月未満	5	5
	３月以上６月未満	6	6
	６月以上９月未満	7	7
	９月以上１２月未満	8	8
	１２月以上	9	9
4	３月未満	9	9
	３月以上６月未満	10	10
	６月以上９月未満	11	11
	９月以上１２月未満	12	12
	１２月以上	13	13
5	３月未満	13	13
	３月以上６月未満	14	14
	６月以上９月未満	15	15
	９月以上１２月未満	16	16

	１２月以上	17	17
6	３月未満	17	17
	３月以上６月未満	18	18
	６月以上９月未満	19	19
	９月以上１２月未満	20	20
	１２月以上	21	21
7	３月未満	21	21
	３月以上６月未満	22	22
	６月以上９月未満	23	23
	９月以上１２月未満	24	24
	１２月以上	25	25
8	３月未満	25	25
	３月以上６月未満	26	26
	６月以上９月未満	27	27
	９月以上１２月未満	28	28
	１２月以上	29	29
9	３月未満	29	29
	３月以上６月未満	30	30
	６月以上９月未満	31	31
	９月以上１２月未満	32	32
	１２月以上	33	33
10	３月未満	33	33
	３月以上６月未満	34	34
	６月以上９月未満	35	35
	９月以上１２月未満	36	36
	１２月以上	37	37
11	３月未満	37	37
	３月以上６月未満	38	38
	６月以上９月未満	39	39
	９月以上１２月未満	40	40
	１２月以上	41	41
12	３月未満	41	41

	３月以上６月未満	42	42
	６月以上９月未満	43	43
	９月以上１２月未満	44	44
	１２月以上	45	45
13	３月未満	45	45
	３月以上６月未満	46	46
	６月以上９月未満	47	47
	９月以上１２月未満	48	48
	１２月以上	49	49
14	３月未満	49	49
	３月以上６月未満	50	50
	６月以上９月未満	51	51
	９月以上１２月未満	52	52
	１２月以上	53	53
15	３月未満	53	53
	３月以上６月未満	54	54
	６月以上９月未満	55	55
	９月以上１２月未満	56	56
	１２月以上	57	57
16	３月未満	57	57
	３月以上６月未満	58	58
	６月以上９月未満	59	59
	９月以上１２月未満	60	60
	１２月以上	61	61
17	３月未満	61	61
	３月以上６月未満	62	62
	６月以上９月未満	63	63
	９月以上１２月未満	64	64
	１２月以上	65	65
18	３月未満	65	65
	３月以上６月未満	66	66
	６月以上９月未満	67	67

	９月以上１２月未満	68	68
	１２月以上	69	69
19	３月未満	69	69
	３月以上６月未満	70	70
	６月以上９月未満	71	71
	９月以上１２月未満	72	72
	１２月以上	73	73
20	３月未満	73	73
	３月以上６月未満	74	74
	６月以上９月未満	75	75
	９月以上１２月未満	76	76
	１２月以上	77	77
21	３月未満	77	77
	３月以上６月未満	78	78
	６月以上９月未満	79	79
	９月以上１２月未満	80	80
	１２月以上	81	81
22	３月未満	81	81
	３月以上６月未満	82	82
	６月以上９月未満	83	83
	９月以上１２月未満	84	84
	１２月以上	85	85
23	３月未満	85	85
	３月以上６月未満	86	86
	６月以上９月未満	87	87
	９月以上１２月未満	88	88
	１２月以上	89	89
24	３月未満	89	89
	３月以上６月未満	90	90
	６月以上９月未満	91	91
	９月以上１２月未満	92	92
	１２月以上	93	93

25	３月未満	93	93
	３月以上６月未満	94	94
	６月以上９月未満	95	95
	９月以上１２月未満	96	96
	１２月以上	97	97
26	３月未満	97	97
	３月以上６月未満	98	98
	６月以上９月未満	99	99
	９月以上１２月未満	100	100
	１２月以上	101	101
27	３月未満	101	101
	３月以上６月未満	102	102
	６月以上９月未満	103	103
	９月以上１２月未満	104	104
	１２月以上	105	105
28	３月未満	105	105
	３月以上６月未満	106	106
	６月以上９月未満	107	107
	９月以上１２月未満	108	108
	１２月以上	109	109
29	３月未満	109	109
	３月以上６月未満	110	110
	６月以上９月未満	111	111
	９月以上１２月未満	112	112
	１２月以上	113	113
30	３月未満	113	113
	３月以上６月未満	114	114
	６月以上９月未満	115	115
	９月以上１２月未満	116	116
	１２月以上	117	117
31	３月未満	117	117
	３月以上６月未満	118	118

	６月以上９月未満	119	119
	９月以上１２月未満	120	120
	１２月以上	121	121
32	３月未満	121	121
	３月以上６月未満	121	122
	６月以上９月未満	121	123
	９月以上１２月未満	121	124
	１２月以上	121	125
33	３月未満		125
	３月以上６月未満		125
	６月以上９月未満		125
	９月以上１２月未満		125
	１２月以上		125

附　則（平成３０年３月９日訓第６号）

この訓は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年２月２７日訓第５号）

この訓は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３１日訓第２１号）

この訓は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年２月９日訓第３号）

この訓は、令和３年３月３１日から施行する。

附　則（令和５年２月１６日訓第６号）

この訓は、令和５年４月１日から施行する。

別表　嘱託職給料表（第５条関係）

号給	給料月額
	円
1	150,100
2	151,200
3	152,400
4	153,500
5	154,600
6	155,700
7	156,800
8	157,900
9	158,900
10	160,300
11	161,600
12	162,900
13	164,100
14	165,600
15	167,100
16	168,700
17	169,800
18	171,200
19	172,600
20	174,000
21	175,300
22	177,800
23	180,300
24	182,800
25	185,200
26	186,900
27	188,500
28	190,200
29	191,700

30	193,400
31	195,200
32	196,900
33	198,500
34	199,900
35	201,400
36	202,900
37	204,200
38	205,500
39	206,700
40	208,000
41	209,300
42	210,600
43	211,900
44	213,200
45	214,300
46	215,600
47	216,900
48	218,200
49	219,200
50	220,300
51	221,300
52	222,300
53	223,300
54	224,200
55	225,100
56	226,000
57	226,300
58	227,100
59	227,800
60	228,500
61	229,200

62	230,000
63	230,700
64	231,300
65	231,900
66	232,500
67	233,100
68	233,800
69	234,500
70	235,100
71	235,600
72	236,300
73	237,000
74	237,600
75	238,200
76	238,700
77	239,300
78	240,000
79	240,700
80	241,200
81	241,700
82	242,300
83	242,900
84	243,400
85	243,900
86	244,500
87	245,100
88	245,600
89	246,100
90	246,800
91	247,500
92	248,200
93	249,000

94	249,700
95	250,400
96	251,100
97	251,900
98	252,600
99	253,300
100	254,000
101	254,800
102	255,500
103	256,200
104	256,900
105	257,700
106	258,400
107	259,100
108	259,800
109	260,600
110	261,300
111	262,000
112	262,700
113	263,500
114	264,200
115	264,900
116	265,600
117	266,400
118	267,100
119	267,800
120	268,500
121	269,300